

第 10 条 議会は、市政の諸課題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。

2 議会と市民との関係を深め、市民の議会への理解を深めるため、議会報告会は、全議員が出席することとし、議会の説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 議会報告会で聴取した市民の意見に基づき、議会運営の改善を図るものとする。

4 この条例に定めるもののほか、議会報告会に関することは、議長が別に定める。

(広聴制度)

第 11 条 議会は、市民の意見を広く聴取し議会活動に反映させるため、広聴制度を設けるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を議会の審議等に反映させるため、参考人制度及び公聴会制度の活用に努めるものとする。

第 5 章 議会と執行機関の関係

(議員と執行機関の関係)

第 12 条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、市政の発展に取り組まなければならない。

2 本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

3 議長から本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

4 議員は、本会議の閉会中においては議長の判断により市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は、文書により回答しなければならない。

(議会審議における論点の形成)

第 13 条 議会は、市長等が提出する議案等について、議会審議における論点を形成し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 市民参加の実施の有無とその内容

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(5) 総合計画における根拠又は位置づけ

(6) 関係ある法令及び条例等

(7) 政策等の実施に関わる財源措置

(8) 将来にわたるコスト計算

(9) 政策による成果・効果 (決算審議)

(予算・決算における政策説明資料の作成)